



法人 ながおか

夏真っ盛り。
炎天下でもひまわりは力強く
咲いています。
畑の中からはどのような景色が
見えるのでしょうか？

写真提供：長岡市美術協会写真部門
題 字：山本享靖氏
(第66代長岡税務署長)

2019 夏号

vol.136



公益社団法人 長岡法人会

就任のご挨拶



会長
七里 俊雄

この度、公益社団法人になって7回目の総会において、小林前会長の後任として会長に選任されました七里と申します。

約2,200社の会員を擁し、長い歴史（社団法人として発足して34年、うち公益社団法人として7年）と伝統を持つ長岡法人会の会長という職責は私には重すぎると痛感しておりますが、税務署、税理士会をはじめ関連の皆様のご指導をいただきながら会員の皆様と共に良い有意義な法人会を作る努力を重ねてゆく所存でございます。

先日、法人会の理念、行動規範をあらためて確認しました。

理念

税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である

行動規範

- ① 税のオピニオンリーダーとしての責務
- ② 企業の発展を支援するものとしての責務
- ③ 地域の振興に寄与するものとしての責務
- ④ 法人会会員としての責務
- ⑤ 法人会役員としての責務

……

責任の重さを実感しています。

さて、世界経済においては米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題等そして日本国内で我々の身近なものとしては「働き方改革」「AI・IOT」「2020の東京五輪・パラリンピック」等々山積していますが、法人会としては今年10月からの消費税率10%引き上げとそれに伴う8%の軽減税率制度の導入のお手伝いが課題です。

この消費税の引き上げがスムーズに行われるよう税務署・税理士会そして会員の皆様とお手伝いをしていくことをお誓いして、ご挨拶とさせていただきます。

退任のご挨拶



前会長
小林 宏一

このたびの総会をもって会長を退任させていただきました。4期8年という長期間、会員、また副会長、役員、事務局の皆様方より多大のご支援とご協力をいただき、税務署、税理士会をはじめ諸団体のご指導により、何とか職務を全うすることができました。

心より御礼申し上げます。

在任中には社団法人化30年、また公益法人化などが印象に残っております。特に公益化の後、予想されたことではありましたが種々の制約が出てきて会員の皆様の活動が一部円滑にできなかった障害がありました。このことについて、できる限り会員のご不満を減らそうと努力を重ね、少しはお役に立ったかなと思っております。最近制度運用もこなれてきて多少はうまく回るようになったかと自負しております。

会の活動として、e-TAXの推進、租税教育、各種研修、セミナー、公開講演会、福利厚生事業の拡大、等々で成果を上げることができました。

もう一つの当会の目的である会員同士の異業種交流、親睦に関しても各部会、各支部独自の行事を含め、他の法人会に勝る内容であろうと思います。

また今後の課題としては会員企業の成長、税務リスクの軽減に寄与する自主点検チェックシートへの本格的な取り組み、活用促進があらうと思います。

法人会という組織は税に関するオピニオンリーダーであると同時に地域活性化のための異業種交流の場でもあります。組織の規模、会員数においても地域有数の団体であり社会に対する発言力も大変高く、活動の余地はたいへん大きいのです。

会員の皆様方には今後とも法人会を通してのさらなるご活躍をお祈りするものです。

長岡法人会が飛躍を続けること、また会員各位のご健勝を願って退任のご挨拶といたします。

平成31年度通常総会のご報告

令和元年6月6日（木）ホテルニューオータニ長岡において、第7回通常総会を開催いたしました。

長岡税務署、関東信越税理士会長岡支部、大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社の皆様を来賓にお迎えし、会員約100名にご参加いただいたなか、予定された議事等も滞りなく進み、審議事項も無事承認いただきました。

本総会で65名の理事、3名の監事が選任され、会長は小林宏一理事が退任され、七里俊雄理事が就任されました。



長岡税務署 山崎署長 通常総会祝辞

公益社団法人長岡法人会の第7回通常総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、公益社団法人長岡法人会の通常総会が盛大に開催され、平成30年度の事業報告をはじめとする全ての議事が滞りなく可決・承認されましたことに心からお慶びを申し上げます。

この度の役員改選により、退任されました役員の皆様におかれましては、多年にわたり法人会の発展に貢献され、心より敬意と感謝を申し上げます。

また、新たに役員に選任された皆様におかれましては、今後、法人会活動の更なる充実に一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、長岡法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり、ご理解と格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

長岡法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組まれ、申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な運営にとって欠くことのできない大きな役割を果たしておられます。

また、税に関する研修会の開催や「自己点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取組などを通じ、会員の自己啓発を積極的に支援し、企業の健全な発展に貢献されております。

更に、租税教室について多くの講師を派遣されているほか、「税に関する絵はがきコンクール」においては、女性部を中心に取組まれ、多くの作品が応募されたと伺っております。

小学校の高学年から税について関心を含め、その後、中学、高校、大学と成長していく中で、社会や国を支える税の意義や役割を理解することは極めて重要なことであり、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。

さて、本年10月には消費税率が10%へ引き上げられるとともに、消費税の軽減税率制度が実施されます。

私どもといたしましては、事業者の皆様には、軽減税率制度をはじめとする改正された消費税の仕組みを十分にご理解いただき、自ら適正な申告・納付を行っていただけるよう、きめ細かな周知・広報、相談対応等に取り組んでいるところです。

長岡法人会の皆様におかれましては、説明会の開催や各種広報など様々なご協力をいただいているところですが、これからも、更なる周知・広報が必要と考えておりますので、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

また、e-Taxにつきましては、長岡法人会をはじめとする皆様のご協力をいただきながら、その利用率向上に努めているところであります。特に、本年よりe-Taxの利用手続が簡便化されたことから、多くの方々にe-Taxを利用していただけるよう、マイナンバーカード方式及びID・パスワード方式に係る周知・広報と利用勧奨を行うとともに、利便性の高いスマホ申告についても利用推進を図ってまいりたいと考えておりますので、長岡法人会の皆様におかれましても、e-Taxの更なる利用拡大についてご理解とご協力をお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人長岡法人会のみならずのご発展、並びに、本日ご臨席の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございます。

講演会

講師：小林信也氏（作家・スポーツライター）

演題：「2020東京五輪で変わる日本の常識」

通常総会の後、長岡市出身の作家・スポーツライター小林信也氏の講演会を開催しました。

会員、一般市民約220名のご参加をいただきました。

『スポーツ報道の読み方』

鷲尾達雄

今回は長岡出身のスポーツライター、小林信也さんから講演を頂きました。自らの出生や幼少期の話から始まり、長岡高校時代の野球部でのエピソードや、当時、お世話になった先生方の逸話など、関心の無い人には全く響かないお話しからスタート（笑）。この内容が続くと講演録の書き様がないぞう・・・と焦り始めたころから、思いも及ばない方向に話が動き出しました。スポーツと言えば、スポーツマンシップを筆頭に、その純粋さが、見る者、やる者にとっての魅力の一つな訳です。負けても正々堂々と戦えば賞賛され、逆に、勝っても、卑怯者！と蔑まれる事はしばしばかと。しかし、ことスポーツの世界において、小林さん曰く、勸善懲悪の裏で真実が見えなくなっている事が多いのである！との話が展開し始めたのです。

思い起こせば、昨年にかけて、アメリカンフットボール・体操・レスリング・ボクシング・大相撲など、様々なスポーツにて、パワハラ・モラハラが、ワイドショーを中心に大いに取り上げられた年でありました。これらの報道の多くは、勸善懲悪、正に、善と悪のレッテルを貼られた構図で展開されます。ワイドショーでは、必ず、悪魔の帝国に清廉潔白な白馬に乗った騎士が戦いを挑む構図で描きますので、視聴者の多くは、『あのダースベイダーは徹底的に懲らしめにヤアカンぞ！』と思う訳です。

読者の皆さまにおかれましては、昨年の舞の海さんの講演を思い出して下さい。当時の相撲協会の混乱の内情をお話して頂いた訳ですが、彼からは、『真剣にテレビを見ないで下さい！』と、言い渡されました（笑）。報道されている内容と実態は全く異なると！。私もマスコミ報道を鵜呑みにしてはなら



ない！と常日頃から我が身に言い聞かせておりますが、やはり、近年勃発しているアマチュア・スポーツ界での大物指導者のパワハラ問題に関しては、加害者と被害者の構図が、これ程、分かりやすい物は無いので、ついつい、その構図をほぼ、真に受けておりました。しかし、小林さん曰く、『ある案件を除いて、残り全ての対立は、加害者が実は被害者であり、被害者が実は加害者である！』と、断言されたのであります。ワオ！アンビリーバブル！

世間で思われている加害・被害関係が実は逆であるという事例で紹介されたのが、至学館大学の谷岡郁子学長でした。レスリング部の栄監督と伊調馨選手との確執への対応からマスコミの報道では、ダースベイダーとして描かれてしまった方でした。小林さんは、自らの先入観を捨て、ジャーナリストとして、伊調サイドが内閣府に提訴した内容を全て調査したそうです。その結果、彼が行き着いた結論は、伊調側が主張していた事は全て、逆だった、と言うのです！例えば、栄監督のパワハラで練習場が確保できなかったという争点がありましたが、十分、確保されていた実態が分かったそうです。では、なぜ、そんな事になってしまったのか？察しが良い読者の皆さまなら、お気づきの通り、背景には協会内での政治的な対立（栄監督と田辺コーチ）があり、伊調選手はそれに巻き込まれてしまった様であります。そして、小林さん曰く、調べれば調べるほど、谷岡学長はダースベイダーでは無く、また、被害者陣営に真の加害者がいると驚愕の暴露でした！！！！

谷岡学長はパワハラの伝統があった至学館の校風を変える為に、学長就任以来、大改革を決意され、自ら、教壇に立ち、人格教育をして来たそうです。『パワーの無い人にパワハラは出来るんでしょうか？』という、谷岡学長を一気に有名人にした殺し文句がありました。あの表現で彼女は、反感を買ひ、真実が見えなくなってしまう様であります。前後の文脈が切り取られたのでしょうか？さて、『おいおい！ある案件を除いてって、その案件とは何だ？』との読者の声が入って来たところではありますが、紙面の関係でここまでとさせて頂きます。（ニヤリ）



女性部会総会

6月6日(木) ホテルニューオータニ長岡において、長岡税務署より曾我副署長、田中統括国税調査官、浦野総括上席国税調査官、本会より巻淵副会長を来賓にお迎えし、女性部会総会を開催いたしました。

本総会で平成30年度事業報告と決算報告並びに役員改選、31年度事業計画と収支予算が審議され承認されました。

役員改選で、部会長は、星野啓子氏が退任され、高橋とも子氏が就任しました。



平成31年度 功労者表彰受賞者

【関東信越国税局長表彰】

会 長 小林 宏一 殿

【全法連功労者表彰】

副 会 長 江畑 正人 殿

理 事 金沢 昭治 殿

【県法連功労者表彰】

常任理事 安藤 彰道 殿

常任理事 田村 和仁 殿

理 事 五十嵐 剛 殿

事 務 局 古見 真美子 殿

【長岡法人会功労者表彰】

会 長 小林 宏一 殿

副 会 長 江畑 正人 殿

常任理事 安藤 彰道 殿

理 事 金沢 昭治 殿

青年部会長(常任理事) 長谷川佐久信 殿

女性部会長(常任理事) 星野 啓子 殿

女性部会幹事 中沢 繁子 殿

与板支部理事(常任理事) 山崎 甚一 殿

与板支部監事 山崎 順一 殿

開催した諸会議

総務・財務合同委員会	4月12日(木)	平成30年度決算
監事会	4月12日(木)	平成30年度監査
正副会長会議	4月15日(月)	理事会議案審議
第23回理事会	4月15日(月)	平成30年度決算
女性部会役員会	4月04日(水)	定時総会議案審議
女性部会役員会	5月10日(金)	新旧役員会
女性部会定時総会	6月06日(木)	平成30年度決算承認
正副会長会議	6月06日(木)	通常総会議案審議
第7回通常総会	6月06日(木)	平成30年度決算承認
編集会議	6月19日(水)	第136号編集

出席した諸会議

全国女性フォーラム	4月25日(木)	富山大会
租税教育推進協議会	5月15日(水)	長岡地区
総務委員会	5月22日(水)	新潟県連
通常総会	6月11日(火)	新潟県連
税制委員会	6月13日(木)	新潟県連
税団協役員会	6月26日(水)	長岡署管内

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成31年度税制改正では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っておりまいた。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。 中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長されました。 中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われ、適用期限が2年延長されました。

【事業承継税制】

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下がります(2022年4月1日以後の贈与より適用)。 一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合は、その該当した日から6月内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類が不要となる等、手続きの簡素化が行われます。

【その他】

1. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。

2. ふるさと納税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外とすることができるよう、制度の見直しが行われます。

消費税軽減税率制度説明会のご案内



軽減税率対象品目	飲食料品	飲食料品とは、 食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。） をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
	新聞	対象となる新聞は、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

※ 詳細は、国税庁ホームページ、パンフレット等をご覧ください。

軽減税率対象品目の税率は 8% です。

事業者（経理担当者を含む）の方にご留意いただきたい軽減税率制度のポイントを説明しますので、この機会にぜひご参加ください。

開催日時

場所 アオーレ長岡「市民交流ホールD」（長岡市大手通1-4-10）定員60名

令和元年7月29日（月） 14時00分～15時30分

令和元年8月21日（水） 14時00分～15時30分

令和元年9月 5日（木） 14時00分～15時30分

「ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください」

場所 ハイブ長岡「会議室D・E」（長岡市千秋3-315-11）定員60名

令和元年7月31日（水） 10時00分～11時30分

令和元年8月20日（火） 10時00分～11時30分

令和元年9月 9日（月） 10時00分～11時30分

場所 長岡税務署「3階会議室」（長岡市千歳1-3-88）定員150名

令和元年8月27日（火） ①13時00分～14時30分 ②15時00分～16時30分

令和元年8月28日（水） ①13時00分～14時30分 ②15時00分～16時30分

令和元年8月29日（木） ①13時00分～14時30分 ②15時00分～16時30分

※受講定員に限りがありますので、受講いただけない場合があります。予めご了承ください。

【お問い合わせ】 長岡税務署 法人課税第1部門 電話0258-35-8706(平日8:30～17:00)



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

新潟支社 長岡営業所/新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F) TEL 0258-32-1951

編集後記

鷲尾 達雄

小林前会長のご退任にあたりまして、長年のご活躍・ご尽力に心より感謝と敬意を表したいと存じます。本当にお疲れ様でした。退任のご挨拶の中で、公益法人への移行の判断が果たして正しかったのか？公益事業という責務を担う事により、本会の真の目的が達成できるのか？当時、迷いながらも決断せざるを得なかった状況であった事を吐露されていました。あの場面で、この件に触れた小林さんの見識に改めて敬服いたしました。

思い起こせば、極めて例外的な事例であった一部の社団法人による脱法行為の発覚により、公益法人への法規制が高まった結果、全国の法人会も、その流れに乗らざるを得なかった訳です。もちろん、反旗を翻して、一般社団の道を選択する余地はあったと記憶しております。なぜなら、当時、私は、前事務局長のお手伝いで、公益社団と一般社団をそれぞれ選択した場合、どの様な手続きと未来が待っているのか？を勉強させて頂きました。その移行にあたって県の担当部局との打ち合わせに関わっていたからであります。私も、その打ち合わせを通じて感じたのは、一般社団を選択すべし！でした。しかし、最終決断者の立場にあれば、あの大きな流れ（公益社団を選択する）に抵抗するのは、まず不可能であったと記憶しております。

しかし、そもそも、何故、全国440の法人会を束ねる『全法連』は我々に公益社団への移行を求めたのか？実は建前とは別の真の理由があった、との噂話を聞いております。ご興味のある方は、直接、私に質問して頂ければお話し致しますので（笑）。何事においても、表舞台で公表される事実とは全く異なる構図が、実は横たわっている。そんな事例で世の中は成立していると言えるのかもしれませんが、その異なる構図の背景にあるものも、実は、人間同士の好き嫌い！というチップケな話だったりしている事が大半なのでは無いでしょうか？そんな気がしてなりません。


PS：スポーツ界のパワハラ問題で報道された構図について、報道と実態が100%当たっている唯一の例ですが、小林信也氏曰く、アマチュア・ボクシング協会だそうです（大笑）。

消費税期限内納付

消費税の期限内納付を忘れずに！

推進運動

実施中！



法人会

消費税には申告・納付期限^①があります。

申告・納付にはe-Tax^②が利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^③。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^④に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^④	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^⑤

① 法人は課税期間終了の日の翌日から申告の期限、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

② 長年期限の課税売上高が1,000万円以下であっても、確定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要ですが。

③ 地方消費税を含まない消費税をいいます。

④ 直前の課税期間の確定消費税額は前年度の課税期間の課税売上高を基礎として算出する際、課税の中間申告書を提出する際の確定申告を提出した場合は、後述的に中間申告・納付を行うことができます。

法人 ながおか vol.136

公益社団法人 長岡法人会
長岡市坂之上2丁目1番地1
電話 0258-35-0328
FAX 0258-39-7630

発行 広報委員会
委員長 鷲尾 達雄

印刷所 吉原印刷株式会社